

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業審査	ア 常設のもの	(1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業審査	ア 常設のもの
	査手数料	イ 仮設のもの		イ 常設のもの	(ア) 新規の場合
		1件につき16,000円			1件につき16,000円
		1件につき8,000円			0円
					(イ) 継続の場合
					1件につき12,800円
					0円
				イ 仮設のもの	
				(ア) 新規の場合	1件につき8,000円
					円
				(イ) 継続の場合	1件につき6,400円
					円
(2) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業審査手数料	1件につき9,600円	(2) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業審査	ア 常設のもの
					(ア) 新規の場合
					1件につき9,600円
					円
					(イ) 継続の場合
					1件につき7,700円
					円
				イ 仮設のもの	
				(ア) 新規の場合	1件につき4,800円
					円
				(イ) 継続の場合	1件につき3,800円
					円
(3) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業審査手数料	1件につき11,000円	(3) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業審査	ア 常設のもの
					(ア) 新規の場合
					1件につき14,000円
					0円
					(イ) 継続の場合
					1件につき11,200円
					0円
				イ 仮設のもの	
				(ア) 新規の場合	1件につき7,000円
					円
				(イ) 継続の場合	1件につき5,600円
					円
(4) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業審査手数料	1件につき11,000円	(4) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業審査	ア 新規の場合
					1件につき14,000円
					円
				イ 継続の場合	1件につき11,200円
					円
(5) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業審査手数料	1件につき21,000円	(5) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業審査	ア 常設のもの
					(ア) 新規の場合

(8) 食品衛生法第55条特別牛乳搾取 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取 処理業審査手 数料	1件につき21,000円	生法施行令第35条 の規定によるアイ スクリーム類製造 業の許可の申請に 対する審査	審査手数料	1件につき14,000 円 (イ) 継続の場合 1件につき11,200 円 イ 仮設のもの (ア) 新規の場合 1件につき7,000 円 (イ) 継続の場合 1件につき5,600 円
(9) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業審 査手数料	1件につき21,000円	(6) 食品衛生法第52条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業審査 手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000 円 イ 継続の場合 1件につき16,800 円
(10) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線 照射業審査手 数料	1件につき21,000円	(7) 食品衛生法第52条特別牛乳搾取 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取 処理業審査手 数料	ア 新規の場合 1件につき21,000 円 イ 継続の場合 1件につき16,800 円
(11) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業審 査手数料	1件につき14,000円	(8) 食品衛生法第52条乳製品製造業 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業 審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000 円 イ 継続の場合 1件につき16,800 円
(12) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリー ム類製造業審 査手数料	1件につき14,000円	(9) 食品衛生法第52条集乳業審査手 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業審査手 数料	ア 新規の場合 1件につき9,600円 イ 継続の場合 1件につき7,700円
(13) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業 審査手数料	1件につき21,000円	(10) 食品衛生法第52条乳類販売業審 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業審 査手数料	ア 常設のもの (ア) 新規の場合 1件につき9,600 円 (イ) 継続の場合 1件につき7,700 円 イ 仮設のもの (ア) 新規の場合 1件につき4,800 円 (イ) 継続の場合 1件につき3,800 円
(14) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製 造業審査手 数料	1件につき21,000円	(11) 食品衛生法第52条食肉処理業審 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉	食肉処理業審 査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000 円 イ 継続の場合
(15) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造 業審査手 数料	1件につき21,000円			
(16) 食品衛生法第55条 条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造 業審査手 数料	1件につき16,000円			

生法施行令第35条の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査			処理業の許可の申請に対する審査		1件につき16,800円
(17) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による水産製造業の許可の申請に対する審査	水産製造業審査手数料	1件につき21,000円	(12) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業審査手数料	ア イに掲げる業態を除く。 (ア) 新規の場合 1件につき11,000円 0円 (イ) 継続の場合 1件につき8,800円 イ 包装食肉の販売のみを行う場合 (ア) 新規の場合 1件につき8,500円 0円 (イ) 継続の場合 1件につき6,800円
(18) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業審査手数料	1件につき16,000円	(13) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 0円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(19) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業審査手数料	1件につき21,000円	(14) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業審査手数料	ア イに掲げる業態を除く。 (ア) 新規の場合 1件につき11,000円 0円 (イ) 継続の場合 1件につき8,800円 イ 調理加工を伴わない場合 (ア) 新規の場合 1件につき8,500円 0円 (イ) 継続の場合 1件につき6,800円
(20) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業審査手数料	1件につき16,000円	(21) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業審査手数料	1件につき16,000円
(22) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業審査手数料	1件につき14,000円	(23) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業審査手数料	1件につき14,000円
(24) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業審査手数料	1件につき14,000円	(15) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類せり売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売り営業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 0円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
			(16) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査	魚肉ねり製品製造業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき16,000円 0円 イ 継続の場合 1件につき12,800円

(25) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業審査手数料	1件につき21,000円	(17) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(26) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業審査手数料	1件につき30,000円	(18) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(27) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業審査手数料	1件につき21,000円	(19) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(28) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業審査手数料	1件につき30,000円	(20) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき14,000円 イ 継続の場合 1件につき11,200円
(29) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業審査手数料	1件につき14,000円	(21) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(30) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業審査手数料	1件につき21,000円	(22) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による冰雪販売業の許可の申請に対する審査	冰雪販売業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき14,000円 イ 継続の場合 1件につき11,200円
(31) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業審査手数料	1件につき16,000円	(23) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(32) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業審査手数料	1件につき21,000円	(24) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業審査手数料	ア 新規の場合 1件につき21,000円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(33)～(103) 省略					

(25) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき16,000円 1件につき12,800円
(26) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	しょうゆ製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき16,000円 1件につき12,800円
(27) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき16,000円 1件につき12,800円
(28) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき16,000円 1件につき12,800円
(29) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき14,000円 1件につき11,200円
(30) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき14,000円 1件につき11,200円
(31) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき14,000円 1件につき11,200円
(32) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき21,000円 1件につき16,800円
(33) 食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による缶詰	缶詰又は瓶詰食品製造業審査手数料	ア 新規の場合 イ 継続の場合	1件につき21,000円

	又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査		1件につき16,800円
(34)	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業	ア 新規の場合 1件につき21,000円 イ 継続の場合 1件につき16,800円
(35)	前橋市食品衛生に関する条例(平成20年前橋市条例第38号)第4条第1項に規定する食品製造業(漬物・こんにゃく・ところてん)の許可の申請に対する審査	食品製造業	ア 新規の場合 1件につき13,400円 イ 継続の場合 1件につき10,700円
(36)	前橋市食品衛生に関する条例第4条第1項に規定する食品販売業(弁当類・そうざい類)の許可の申請に対する審査	食品販売業	ア 新規の場合 1件につき4,500円 イ 継続の場合 1件につき3,600円
(37)	前橋市食品衛生に関する条例第4条第1項に規定する魚介類行商営業の許可の申請に対する審査	魚介類行商営業	ア 新規の場合 1件につき4,500円 イ 継続の場合 1件につき3,600円
(38)~(108)	省略		